

第 829 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 2 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 829 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 829 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 2 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 5 年 2 月 20 日(月) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 50 分

2 開催場所 紫波町役場 201 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 贈与税納税猶予等の継続申請に係る農業経営継続証明書の交付について

日程第 4 議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 8 議案第 5 号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

日程第 9 議案第 6 号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

日程第 10 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 11 議案第 8 号 令和 5 年度紫波町農作業標準料金の設定について

4 出席委員 (11 名)

1 番	佐 藤 武 士 君	2 番	菅 川 正 君
3 番	高 橋 伸 夫 君	5 番	横 沢 一 則 君
6 番	玉 山 泉 君	7 番	佐 藤 廣 志 君
8 番	工 藤 姫 子 君	9 番	藤 原 和 夫 君
10 番	滝 浦 新 悦 君	11 番	中 村 成 志 君
12 番	岡 市 充 司 君		

5 欠席委員 (1 名)

4 番 百 濟 和 至 君

6 遅刻委員 なし

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 藤 根 あけみ 君

事務局次長 工 藤 信 吾 君

主任 横 沢 三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 829 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

確定申告やら、各地区の部会総会などで何かとお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

中国の武漢で新型コロナウイルスが発生してから丸3年が過ぎました。新型コロナウイルスは変異を繰り返しながら、世界各地で感染が広がり続けて、いまだに多くの人々が苦しみ続けています。しかし、ここに来て少しずつではありますが、感染者数の減少傾向が見られるようになってきました。このまま終息に向かってくれればと思います。先日2月15日に開催されました県農業会議の常設審議委員会では、来月開催予定の総会における新年度の事業計画等についての説明がありましたが、これまでの繰り返しの集会や会合を開催できずにいるこのコロナ時代を全く考慮していないのでは、との意見が委員から出されていました。さらには、転作水田5年に1度は水稲を作付けするという農水省が発表した新たな政策についても次々と色々な変更が加えられていますが、肥料や飼料、さらに水道光熱費の上昇により、さらなる農家の農業離れを助長していくのではなかろうかと思われることなど、今農業の現場は大きな緊張をもって仕事をしていることがあまり良くわかっていないのではと感じさせられます。立春も過ぎまして、幾分寒さも和らいだような気がしますが、委員のみなさまも引き続き、体調管理には十分に注意していただきたいと思います。それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は、各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、4番、百済和至委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

(業務報告書朗読)

○議長(岡市充司君)

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長(岡市充司君)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において5番 横沢一則委員、6番 玉山泉委員を指名いたします。

○議長(岡市充司君)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長(岡市充司君)

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が18件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条3の規定による農地の相続等の届出について

報告第3号 贈与税納税猶予等の継続申請に係る農業経営継続証明書の交付について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

議案2ページをお開きください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について、通知が3件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

(議案書朗読)

報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について、通知が10件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

(議案書朗読)

報告第3号、贈与税納税猶予等の継続申請に係る農業経営継続証明書の交付について、通知が5件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

(議案書朗読)

○議長(岡市充司君)

以上で報告を終結いたします。

○議長(岡市充司君)

日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に ■番 ■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案7ページをご覧ください。議案第1号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、2月16日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は2月24日公告予定です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第1号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、■■■■委員が利用権の設定を受ける、新規1件の農用地利用集積計画の審議です。

付議番号1番は、■■さんが相続で取得した農地であることから、耕作管理が困難なため、近くの農地を耕作している■■委員が耕作を引き受けるものです。■■委員は地域の中心となる認定農業者であり、良好な耕作管理が期待されます。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案に同意することと決定いたしました。

■■委員の復席を求めます。

(■■委員 復席)

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案8ページをご覧ください。議案第2号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、2月16日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は2月24日公告予定です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第2号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、新規11件、更新6件の審議です。

付議番号1番は、高齢のため耕作できなくなった■■さんが、近くの農地を耕作している■■さんに耕作を依頼したものです。■■さんは農機具一式を所有している認定農業者であり、家族で農業を営んでいることから良好な耕作管理が期待できると思われま

す。付議番号2番は、高齢となり耕作管理が困難となった■■さんが、隣接する農地を借り受けている■■さんに耕作を依頼したものであります。■■さんは農機具を所有し、本人所有以外の農地も耕作をしていることから問題がないと思われま

す。付議番号3番は、■■さんが所有していた農機具が故障したことで自身の体調不良が重なり、耕作をすることが困難になったため、■■さんに依頼をしたものです。■■さんは、家族で農業に従事している認定農業者で農機具一式を所有しており、耕作管理についても余力があるとのこと

から良好な耕作管理が期待できるものと思われま

す。付議番号4番は、■■さんが今まで耕作を依頼していた方が体調不良となったため、近所に住んでいる■■さんに耕作を依頼したものであります。■■さんは当該農地の近くを耕作しており、一部のみ作業委託を利用して耕作管理を行っているため、耕作管理には問題がないと思われま

す。付議番号5番は、■■さんが今まで作業委託を依頼していた方に依頼できなくなったため、もち種子生産組合の担い手である■■さんに依頼をするものであります。■■さんは親子で農業を営んでおり、もち種子生産組合の一員として地域の担い手となる

付議番号 6 番は、5 番と所有者が同一である■■■さんであります。種子の圃場との区別が必要であるため、別の耕作者に依頼をするものであります。耕作を依頼する■■■さんは認定農業者であり、農機具も所有しているため耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号 7 番から 9 番は、農事組合法人 ■■■が借り受けるものであります。

付議番号 7 番の所有者である■■■さんは相続により取得した農地であり、今まで依頼していた方が耕作できなくなったことから法人に依頼をしたものであります。

また、付議番号 8 番の所有者である■■■さん、付議番号 9 番の■■■さんが作業委託をしていた方が体調不良により耕作管理が困難となったことから法人に依頼をしたものであります。

付議番号 10 番と 11 番は、矢巾町の■■■さんが借り受けるものであります。10 番の■■■さんと 11 番の■■■■■さんの農地は組田で、■■■■■さんの亡くなったご主人が耕作をしていた農地であり、どちらも耕作できないことから、親戚の■■■さんに耕作を依頼したものです。■■■■■さんは農機具一式を所有する認定農業者であり、良好な耕作管理がされると思われます。

付議番号 12 番から 13 番は代替わりにより新規契約となったもの、付議番号 14 番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に ■番 ■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案 14 ページと調査資料の 1 ページに参考図面が載っておりますので合わせてご覧ください。議案第 3 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、2 月 16 日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は 2 月 24 日に公告予定です。以上でございます。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 3 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、■■■■委員が譲受人となる農用地利用集積計画の審議です。

譲渡人である■■さんは、高齢となり耕作管理ができなくなったため、近くの農地を耕作している■■■■委員に購入を依頼したものであります。

■■■■委員は地域の中心となる経営体で、今後も良好な耕作が期待できると思われます。

農地調整小委員会では、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定めた要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は、原案に同意することと決定いたしました。

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案 15 ページと調査資料の 3 ページを合わせてご覧ください。議案第 4 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、2 月 16 日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は 2 月 24 日に公告予定です。以上でございます。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 4 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番は、■■さんの自宅から遠方にある農地であるため、以前から耕作を依頼していた■■さんに農地の購入を依頼したものであります。■■さんは、自己完結型の農業経営をしており、当該農地は今まで耕作していた農地であるため耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号 2 番は、■■さんと■■さんが所有する農地は組田であり、今まで■■さんが耕作をしていることから、購入をすることになったものです。■■さんは、今後、専業で農業に取り組む予定なので問題がないものと思われま

す。付議番号 3 番は、相続で農地を取得した■■■さんの農地は組田であり、■■■さんは耕作管理ができないため、当該農地を耕作している■■さんに購入を依頼したものです。■■さんは自己完結型の農業経営を行っており、耕作管理には問題がないと思われま

す。農地調整小委員会では、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定めた要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 4 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に ■番 ■■■■ 委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員退席）

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案16 ページになります。議案第5号、農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第5号、農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、■■■■委員が所有者する農地の配分先を変更するものであります。

付議番号1番は、家族経営を行っている世帯の親子間の経営移譲をするものであります。当該世帯は、早期に経営や技術面の継承を計画的に取り組んでいる認定農業者あり、今後も農業を意欲的に経営する担い手として期待されることから、原案のとおり同意すべきものとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案に同意することと決定いたしました。

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第9 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案17ページになります。議案第6号、農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第6号、農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案件は、すでに配分されている農地について、配分先を変更しようとするものであります。

付議番号1番は、議案第5号と同様の案件であり、農地所有者との従前の契約内容を引き継ぐものであります。

付議番号2番の農事組合法人■■■■■■■■■■は、地域の中心となる経営体であり、作業効率を高めるために集約をするものであるため、良好な耕作管理が期待できるものと思われます。

当該農地の転貸を受ける■■さんと農事組合法人■■■■■■■■■■は、農地中間管理事業の借受け希望者として登録された優良な農業者で、地域の担い手として実績があり、営農継続性が認められていることから問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 10 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について説明します。議案書は 18 ページをご覧ください。申請件数は 12 件、内訳は 12 件全てが所有権移転によるものとなります。別添調査資料は 5 ページからとなります。

（議案書朗読）

本件につきましては、2 月 16 日に現地調査を行っております。申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

7 番委員。

○7 番（佐藤廣志君）

議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、2 月 16 日に高橋正光推進委員、私、事務局の 3 人で現地調査を行いましたのでご報告いたします。

付議番号 1 から 8 番につきましては、自転車競技場の西側の田になりますが、周辺は流通施設や工場があり、その中に残された農地でありましたので、周辺への影響はないものと判断いたしました。

付議番号 9 番ですが、当該地はショッピングセンターナックスの駐車場や南隣の公園付近の住宅街に残された畑になります。利用目的は駐車場ですが、住宅地の一角になりますので、環境等に対しても特に問題はないと判断いたしました。

付議番号 10 番ですが、当該地は旧県立病院と赤石神社の中間あたりで、工場等が近くにありました。当該農地の隣接地は資材置き場として利用しており、河川付近に残された農地と見て参りました。よって、周囲に対する影響はないものと判断しました。

付議番号 11 番の星山地区の案件ですが、当該地は給食センターの北向かいの小高い場所でございます。現在、その地域は圃場整備が大規模に行われており、その関係があつて、自然水が水路に流れてこなくなったということです。近くの用水ポンプ場から水を供給して水田を耕作しておりましたが、今後は給水が望めないということを担当から聞いて参りました。周辺は水利がないため耕作できなくなっている農地であることから周囲への問題がないと判断した次第です。

付議番号 12 番は、当該地が国道 4 号線古館のお寺から、城山に向かって入った高台の田になります。田の耕作に関しては自然水、ため池等を使っていたようです。さらに高台の方は果樹園になっており、距離があるため、この開発に関して地域環境等についても問題はないものと判断した次第です。以上報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 7 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 11 議案第 8 号 令和 5 年度紫波町農作業料金の標準額の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 8 号、令和 5 年度紫波町農作業料金の標準額の決定について、説明いたします。議案書は 23 ページでございますが、次ページに添付しております、別表の令和 5 年度紫波町農作業標準料金表（案）をご覧ください。

（議案書朗読）

本件につきましては、農政小委員会で検討した上で、紫波町農作業標準料金検討会で協議いただいております。説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農政小委員会及び、紫波町農作業標準料金検討委員会の意見を踏まえ、案を作成しておりますので、滝浦農政小委員長より審議の経過について報告をお願いします。

○10 番（滝浦新悦君）

議案第 8 号 令和 5 年度紫波町農作業料金の標準額の決定について、農政小委員会、紫波町農作業標準料金検討会での審議経過についてご報告いたします。

2 月 6 日に開催された農政小委員会では、近隣 9 市町の標準料金等を参考にしながら、資材、燃料の高騰を標準料金に反映させることに配慮し、作業種別ごとに検討し原案を作成しました。

昨年からの変更点は、人力の部においては岩手県最低賃金の上昇率が大きかったことや、シルバー人材センターの料金など実勢価格に近づけるよう一般作業料金を 900 円とすることを基本に原案を作成しました。

機械の部においては、箱苗、生籾乾燥については、農協が試算したもので、特に電気代は 200%以上、上昇していますが、急激な変化を抑え 9%アップとしました。そのほかは概ね 10%アップとしました。また、防除の背負動力散布が重労働であることから草刈りと同じ金額としています。

また、表を見やすくするため、税抜き価格表示を削除しました。

その原案を 2 月 13 日に紫波町農作業標準料金検討会において委託者、受託者、学識経験者等 18 人で検討しました。人力の部一般作業料金について、県の最低料金額

度とすべきという意見も出されましたが、議論を重ねたところ、昨年より 40 円アップの 880 円で意見がまとまりました。そのほかは概ね農政小委員会の提示案に同意をいただいたところです。

以上が、農政小委員会、紫波町農作業標準料金検討会での審議経過であります。

○議長（岡市充司君）

滝浦小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

3 番委員。

○3 番委員（高橋伸夫委員）

人力の部の超過額がどういう意味合いなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡市充司君）

藤根局長

○藤根事務局長（藤根あけみ君）

表の下の留意事項のところに実働 8 時間を超えた場合の金額で、25%アップすることを表示したものでございます。

○議長（岡市充司君）

よろしいですか。他にございませんか。

2 番委員。

○2 番委員（菅川正君）

燃料費の高騰等による価格を値上げしたというようなご説明でしたけれども審議の内容に異議はございませんが、機械草刈等についても燃料が必要なわけでございます。この件について次回にもう少し検討していただきたいと思います。それから、動力散布につきましては重労働であることで 2 倍の金額にしたということでございますが、その困難さは理解できますがもう少し具体的根拠を添えていただければ次回の時に納得しやすいと思いますのでご検討願います。

○議長（岡市充司君）

それでは参考意見とさせていただくことでよろしいでしょうか。他にございませんか。

1 番委員。

○1 番委員（佐藤武士君）

人力の部の適用についてですが、標準額を超えた場合は最低賃金に準じるということとはどのような意味でしょうか。

○議長（岡市充司君）

藤根局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

毎年 10 月に県の最低賃金が示されますので、その時点でこの 880 円を超えた場合には県の最低賃金に合わせることを示しております。

○議長（岡市充司君）

他にございませんか。では質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 8 号 令和 5 年度紫波町農作業料金の標準額の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 8 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 829 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 50 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員